

事務連絡
令和8年4月20日

各 都道府県民生主管部局 御中

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課
こども家庭庁成育局保育政策課
こども家庭庁支援局家庭福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課

災害派遣福祉チーム（DWAT）及び社会福祉施設等に対する介護職員等
の応援派遣の派遣調整に係る今後の取扱いについて

日頃より災害福祉支援の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和6年能登半島地震においては、災害派遣福祉チーム（以下「DWAT」という。）の派遣に加え、1.5次避難所や被災により介護職員等が不足している社会福祉施設等に対する介護職員等の応援派遣（以下「施設間応援派遣」という。）に全国からご協力いただくとともに、関係団体からも様々なご支援をいただいたところです。

一方で、社会福祉施設等からは、DWAT、施設間応援派遣及び関係団体による取組等にかかる派遣要請など、多方面から派遣要請が寄せられ、対応に当たって混乱が生じたところのご指摘もあったところです。

このため、今後のDWAT及び施設間応援派遣のための都道府県の体制の在り方や派遣要請の流れについて、基本的な考え方を下記のとおりお示ししますので、各都道府県におかれては、本事務連絡を参考に、庁内の体制を踏まえて平時から対応方法を整理いただくとともに、管内市町村や関係団体、社会福祉施設等に対して周知をお願いいたします。

本事務連絡に基づく取扱いは、被災都道府県の中におけるDWAT及び施設間応援派遣の派遣要請のみならず、都道府県域を超えた広域派遣が必要な場合における応援都道府県内の派遣要請についても同様となります。

また、本事務連絡は、関係団体の自主的な活動を制限するものではありませんので、ご留意いただけますようお願いいたします。

記

1 DWAT 及び施設間応援派遣の調整主体について

DWAT の派遣調整は、「災害時の福祉支援体制の整備について」（平成 30 年 5 月 31 日付け社援発 0531 第 1 号厚生労働省社会・援護局長通知）において定める「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」（以下「DWAT ガイドライン」という。）に基づき、都道府県災害福祉支援ネットワーク本部（以下「ネットワーク本部」という。）が行っているが、施設間応援派遣の調整は、都道府県の防災部局や福祉部局の筆頭課、高齢・障害・児童の各担当課が担う場合やネットワーク本部が担う場合など、都道府県によって様々である。

このため、様々な所から依頼が来て社会福祉施設等が混乱を来すことがないように、施設間応援派遣に係る調整もネットワーク本部が行うことを基本とする。

DWAT は、ネットワーク本部が管理する登録者名簿に基づき、登録者へ直接又は登録者が属する関係団体や社会福祉施設等を経由して派遣要請をしている一方で、施設間応援派遣は、登録者名簿として派遣候補者が管理されておらず、すべての関係団体や社会福祉施設等へ要請をしていることが想定されるが、施設間応援派遣もネットワーク本部が調整を担うことで、DWAT 及び施設間応援派遣の要請元と回答先が統一されるため、依頼を受ける社会福祉施設等の混乱が減少するとともに、双方の派遣調整について情報の共有が可能になることや、必要に応じて都道府県内への派遣要請を同じタイミングで行うことも可能になる（※）。

なお、ネットワーク本部の事務量が増加することとなるが、例えば、ネットワーク本部に施設間応援派遣の調整を担っていた都道府県の担当課も含めることとするなど、平時より、ネットワーク本部の体制の在り方についてもご検討いただきたい。

また、広域派遣の調整を行う際、厚生労働省及び災害福祉支援ネットワーク中央センター（以下「中央センター」という。）より、全国団体及びその都道府県支部等を経由し、社会福祉施設等に対して、ネットワーク本部からの派遣要請に協力して欲しい旨の依頼を行う場合がある。この場合、各社会福祉施設等においては、当該協力依頼について回答を要するものではなく、ネットワーク本部からの派遣要請に回答すればよいことを明確化する。

※ 災害の規模や被災地の状況によっては、DWAT のみの派遣も想定される。

被災地の情報を早期に収集することで、DWAT だけでなく施設間応援派遣の必要性の判断も出来る限り早期に行い、施設間応援派遣も必要と判断する場合には DWAT と同じタイミングで要請することが望ましい。

派遣要請や調整は同時に行う場合でも、実際の派遣は、登録者名簿が整備されている DWAT が先行することが想定される。

2 保育所等への保育士等の応援派遣も含めた一体的な調整

令和 6 年能登半島地震の対応において、保育所等への保育士等の応援派遣は、施設間応援派遣の調整とは別に、こども家庭庁において調整を行ったが、派遣要請の流れを一元化する観点から、保育所等への保育士等の派遣要請についても、施設間応援派遣の調整と同じく、ネットワーク本部において調整を行うこととすること。

3 関係団体の自主的な取組について

災害時には、DWAT 及び施設間応援派遣だけでなく、社会福祉施設等の事業者団体及び福祉職の職能団体等の自主的な活動として被災地への応援派遣が行われることがある。それらの関係団体の活動について、中央センターにおいて情報収集の上、中央センターHP への掲載等を通じて、その活動に向けた派遣の状況を情報提供することとするので、都道府県災害福祉支援ネットワークが把握した関係団体の活動については、中央センターに情報提供いただきたい。

社会福祉施設等は、限られた人材の中から派遣を検討いただくこととなるため、どの派遣要請に応じるかについて、ネットワーク本部においては、あわせて、そうした情報も参考にさせていただけるよう、適宜情報提供されたい。

4 派遣要請の具体的な流れ

被災した都道府県内における DWAT の派遣要請は、DWAT ガイドラインでお示ししているところであるが、甚大な被害をもたらす局地的な災害や広域的な災害の場合など、被災した都道府県のみでの対応では困難であり、厚生労働省及び中央センターが派遣調整を行う場合における、DWAT 及び施設間応援派遣に係る派遣要請の基本的な流れを別添のとおりお示しするので、ご了知いただきたい。

また、社会福祉施設等に対しては、

- DWAT 及び施設間応援派遣に関して、派遣要請が来た旨の周知、派遣者の登録依頼、団体に所属している場合にはネットワーク本部からの派遣依頼に協力いただきたい旨の全国団体等からの協力依頼

- ・ 団体に所属している場合であって、団体の自主的な取組が行われる場合の派遣依頼等が届くこととなるため、こうした点についても社会福祉施設等に予め周知されたい。

5 迅速な派遣に向けて

「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について（報告書）」（令和6年11月 中央防災会議防災対策実行会議令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ）では、DWATの派遣に係る初動対応の遅れが指摘されている。令和7年6月のDWATガイドラインの改正により、初動チームの派遣調整を72時間以内に行うことを明記するなど見直しを行うとともに、令和7年度災害福祉支援ネットワーク中央センター事業において、初めて初動チーム研修を行うなど、更なる取組を進めている。

DWAT等の迅速な派遣のためには、平時からの運用上の整理や研修を通じた資質向上の取組に加え、被災都道府県における迅速な状況の把握と、それに基づく派遣要請の要否を迅速に判断することが不可欠である。

このため、児童関係施設、障害児関係施設、障害者関係施設、高齢者関係施設及び女性支援関係施設について災害発生時における被災状況等を把握するシステム（災害時情報共有システム）の対象施設等に対し、被害がない場合であっても速やかに情報を入力するよう徹底を図ることや保健医療福祉調整本部と連携した被災地域の状況把握（災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）の活用を含む。）を進めることが重要である。

また、保健医療福祉調整本部が主導する対応をより円滑なものとするために厚生労働省に、保健医療福祉の関係部局等で構成する「厚生労働省保健医療福祉調整本部支援チーム」を設置し、保健医療福祉調整本部に対して保健医療福祉活動チーム等の派遣開始・地域毎の配分・終了目安の提案等を通じて被災都道府県の意思決定を迅速化できるよう支援する予定としているので、災害時には保健医療福祉調整本部と連携して迅速な意思決定を行えるよう対応されたい。

(別添) DWAT・介護職員等応援派遣の派遣調整フロー図 (広域派遣時における調整の例)

